

議事要旨(1)企業会計基準「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び同適用指針について本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、高津研究員より、前回委員会からの修正点について説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

(のれんに関する報告セグメント別情報)

- ・ 文案では、損益計算書にのれんの償却額又は負ののれんの償却額を計上している場合には、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によって、その償却額及び未償却残高に関する報告セグメントの内訳をそれぞれ開示しなければならないとしているが、企業が報告セグメントにのれん又は負ののれんを配分していない場合、どのように開示を行うのか。
事務局からは、企業がのれん又は負ののれんを報告セグメントに配分していない場合もあると考えられるため、文案では、そのような場合には、当該のれん又は負ののれんの償却額及び未償却残高並びにその内容を記載することを求めている旨が説明された。

(開示例)

- ・ 開示例の脚注の文案では、企業がセグメント情報の開示様式を決定するにあたり、報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額の差異調整に関する事項の内容が多岐にわたる場合、当該差異調整情報について別表を設けて記載することが適当であるとしているが、セグメント情報の開示内容は各企業の実情等に応じて異なると考えられることから、開示様式を特定するような記載は適切ではないのではないか。
事務局からは、表現を修正する旨が説明された。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 11 名全員の賛成により、会計基準及び適用指針の公表が承認された。

以 上